少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令

少年院及び少年鑑別所組織規則（平成十三年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第六条第二項中「多摩少年院」の下に「、瀬戸少年院」を加える。

第七条第一項中「、榛名女子学園」を削る。

第十一条第一項中「百四十四人」を「百四十七人」に改める。

第十四条第二項中「函館少年鑑別所」の下に「、旭川少年鑑別所」を加える。

第十七条の二第一項中「東京少年鑑別所」の下に「、横浜少年鑑別所」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（鑑別調査官）

第十七条の三　八王子少年鑑別所に、鑑別調査官一人を置く。

2　鑑別調査官は、命を受けて、第十六条第一号に掲げる事務のうち特定事項に係るものを企画し、調整する事務をつかさどる。

別表第一沖縄女子学園の項を削る。

別表第二広島少年院の項の次に次のように加える。

沖縄少年院	沖縄女子学園	沖縄市

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第七条第一項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

○法務省令第十号

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十四条第三項の規定に基づき、矯正研修所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　法務大臣　金田　勝年

矯正研修所組織規則の一部を改正する省令

矯正研修所組織規則（平成十三年法務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「教頭」を「副所長」に改め、同条第一項中「教頭」を「副所長」に、「十二人」を「二十三人」に改め、同条第三項中「教頭」を「副所長」に改める。

第三条を次のように改める。

（矯正研修所に置く部及び課）

第三条　矯正研修所に、次の二部を置く。

研修第一部

研修第二部

2　矯正研修所に、次の二課を置く。

総務課

研修企画課

第七条を第九条とする。

第六条第三項中「二十九人」を「二十三人」に改め、同条を第八条とする。

第五条の見出し中「教務課」を「研修企画課」に改め、同条中「教務課」を「研修企画課」に、「研修に関する事務」を「研修の実施に関する企画及び立案並びに資料の収集及び作成に関する事務」に改め、同条を第七条とする。

第四条（見出しを含む。）中「庶務課」を「総務課」に改め、同条を第六条とする。

第三条の次に次の二条を加える。

（研修第一部の所掌事務）

第四条　研修第一部は、矯正の事務に従事する職員に対する矯正に関する高度な専門的知識及び技術に関する研修に関する事務をつかさどる。

（研修第二部の所掌事務）

第五条　研修第二部は、矯正の事務に従事する職員に対する矯正に関する専門的知識及び技術に関する研修（研修第一部の所掌に属するものを除く。）に関する事務をつかさどる。

別表中「（第六条関係）」を「（第八条関係）」に改め、同表矯正研修所東京支所の項を削る。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○法務省令第十一号

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十七条第二項の規定に基づき、矯正管区組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　法務大臣　金田　勝年

矯正管区組織規則の一部を改正する省令

矯正管区組織規則（平成二十五年法務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「及び大阪矯正管区」を「、大阪矯正管区、広島矯正管区及び福岡矯正管区」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○法務省令第十二号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十四条第三項の規定に基づき、保護観察所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　法務大臣　金田　勝年

保護観察所組織規則の一部を改正する省令

保護観察所組織規則（平成十九年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「に、民間活動支援専門官」を「及び福岡保護観察所に、それぞれ民間活動支援専門官」に、「神戸保護観察所及び福岡保護観察所」を「及び神戸保護観察所」に、「、仙台保護観察所」を「に、民間活動支援専門官一人及び首席社会復帰調整官一人を、仙台保護観察所」に改める。

第八条第一項中「百二十七人」を「百四十人」に改める。

第九条第一項を次のように改める。

第九条　保護観察所及びその支部を通じて統括社会復帰調整官二十二人以内を置く。

第九条第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　統括社会復帰調整官の配置は、法務大臣が定める。

別表第二盛岡保護観察所の項及び仙台保護観察所の項を削り、福島保護観察所の項中「い　わ　き　市」を「い　わ　き　市　相　馬」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○法務省令第十三号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第二十条第二項の規定に基づき、地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　法務大臣　金田　勝年

地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令

地方更生保護委員会事務局組織規則（平成二十年法務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

第二条　地方更生保護委員会事務局に、次に掲げる課を置く。

総務課

会計課（関東地方更生保護委員会及び近畿地方更生保護委員会に限る。）

第二条第二項中「、中部地方更生保護委員会事務局、近畿地方更生保護委員会事務局及び中国地方更生保護委員会事務局にそれぞれ更生保護管理官一人及び調整指導官一人を」を削り、「その他の地方更生保護委員会事務局にそれぞれ更生保護管理官一人」の下に「及び調整指導官一人」を加える。